

就学援助制度の手引き

(平成30年度版)

平成30年度 就学援助制度について

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費・学校給食費などの援助をする就学援助制度を実施しています。

※昨年度就学援助の認定を受けた方も毎年度申請手続きが必要です。

※就学援助制度は、学校への納入金を免除するものではありません。学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

1 援助対象者

原則として、越谷市内に住民登録があつて小中学校に在籍する児童生徒の保護者、または、現に監護を行う者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 生活保護を受けている方

※修学旅行費及び医療費のみが対象となります。個別に通知しますので申請の必要はありません。

(2) 生活保護を受けておらず、別途定める就学援助の認定基準を下回る方

2 申請手続等

(1)受付期間	平成30年4月13日(金)～平成31年1月31日(木)【平日のみ】午前8時30分～午後5時15分 平成30年4月15日(日)・5月6日(日) 【日曜開庁】午前9時～午後4時
(2)受付場所	①平成30年4月13日(金)～5月31日(木)まで 第二庁舎5階会議室Cまたは在籍校 ②平成30年6月1日(金)以降 第二庁舎4階学務課窓口または在籍校
(3)必要なもの	《申請される方全員にご準備いただくもの(共通)》 ①就学援助費受給申請書 ②印鑑 ③振込先口座の通帳(原本)またはキャッシュカード 《平成30年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合(該当者のみ)》 ④上記住民登録地で発行される平成30年度(非)課税証明書(所得証明書) 《事由があり、代理人が申請を行う場合(該当者のみ)》 ⑤委任状 《同一住所に同居する世帯と生計を別にしている場合(該当者のみ)》 ⑥各世帯それぞれ直近3か月分の公共料金等領収書
(4)注意事項	以下の内容について、申請前に必ずお読みになってください。 《申請される方全員(共通)》 <input type="checkbox"/> 市民税・県民税の申告が済んでいない方は、判定ができませんので必ず申告をしてください。 なお、申告がない場合、否認定となりますのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> 平成30年1月1日現在越谷市に住民登録がある方は課税証明書の提出は不要です。 <input type="checkbox"/> 平成30年5月31日(木)までに申請して認定された場合、4月1日から対象となります。 6月1日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象となります。 <input type="checkbox"/> 申請書は兄弟姉妹合わせて記入できます。 <input type="checkbox"/> 郵送及び児童生徒を通しての申請はお取り扱いできません。 <input type="checkbox"/> 印鑑は認印でもかまいません。 <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳及びキャッシュカードは申請者名義で口座番号が記載されたものに限ります。 なお、ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通帳の見開き1ページ目に口座番号等の印字があるもののみ有効で、印字のない通帳及びキャッシュカードはお取り扱いできません。 <input type="checkbox"/> 申請前の認定該当範囲かどうかの問い合わせは、家族構成等詳細が不明なため、正確な審査ができませんのでお答えいたしかねます。 <input type="checkbox"/> 申請後、口座変更、家族人数の増減等がある場合には必ず学務課までご連絡ください。

(4)注意 事項	<p>《平成 30 年 1 月 1 日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合(該当者のみ)》</p> <p><input type="checkbox"/> 所得金額、所得控除金額が記載されている証明書を平成 30 年 1 月 1 日現在の住民登録地から取り寄せてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 29 年 12 月 31 日時点で 19 歳以上の方全員分(働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む)のご提出が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね 6 月上旬に発行されますので、先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。</p> <p>なお、上記期限までに提出がない場合は、否認定となりますのでご注意ください。</p> <p>《事由があり、代理人が申請を行う場合(該当者のみ)》</p> <p><input type="checkbox"/> 様式は任意でかまいませんが、必ず依頼者の氏名・依頼者の捺印・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されているかご確認ください。なお、学務課に様式のご用意もございます。</p> <p><input type="checkbox"/> 必ず依頼者本人の直筆でご記入ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人は申請日に 20 歳以上の方に限ります。申請時に身分のわかるものをご持参ください。</p>
----------	--

3 認定基準

総所得から教育委員会の定める所得控除額を差し引いた額が生活保護基準の 1.3 倍未満であること。

※総所得は世帯の中で所得のある方全員の所得を合算します。

※住民登録上の住所が同じである方全員を世帯人数に含めて判定いたします。また、単身赴任等別住所であっても、生計を同一としている場合は世帯人数に含めます。

※対象となる所得控除は社会保険料(小規模企業共済等掛金を含む)・生命保険料・地震保険料とし、いずれも都道府県民税及び市区町村民税の算出時における控除額を準用します。

※下表はあくまでも目安であり、基準額は世帯構成や年齢等により異なります。

世 帯 人 数	2 人	3 人	4 人	5 人
世 帯 構 成	母、小学生 1 人	父、母、 小学生 1 人	父、母、小学生 1 人、 中学生 1 人	父、母、小学生 1 人、 中学生 1 人、祖父
総 所 得 (目 安)	約 225 万円	約 300 万円	約 385 万円	約 445 万円

4 支給時期

年度内 3 回(各学期ごと)に分けて支給いたします。

※支給日は予定であり、変更になる場合があります。

支給予定日	支給対象月
9 月 28 日	4 月～7 月分
12 月 21 日	8 月～11 月分
3 月 26 日	12 月～3 月分

5 平成 29 年度からの変更点

中学校新入学にかかる学用品費につきましては、これまで入学後の中学 1 年生時に支給していましたが、対象の方が実際に必要となるタイミングに支給する目的で、今年度から入学前の小学 6 年時に支給します。

なお、同じ目的の費目を受給していない方に限り、これまでどおり入学後の中学 1 年生時に支給します。

詳細につきましては、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

越谷市教育委員会学校教育部学務課学事担当
(市役所第二庁舎 4 階)

直通電話 048-963-9281

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで(土日祝日を除く)

就学援助費目一覧表①

援助費の区分		援助費の内容	備考
1	学用品費	筆記用具、ノート、辞典及び副読本等の児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	実験・実習材料費を含む
2	通学用品費	通学用靴、上履き、帽子等の児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	3及び4の受給者を除く
3	新入学準備費	中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学前）	4との重複は不可
4	新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学後）	3の受給者を除く
5	校外活動費（宿泊無）	児童生徒が学校行事として実施される遠足、社会科見学、芸術鑑賞会等の校外活動のうち、宿泊を伴わないものに参加した場合、交通費及び見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	芸術鑑賞会については、学校内で実施される場合も含む
6	校外活動費（宿泊有）	児童生徒が学校行事として実施される林間学校、スキー教室、自然教室及び特別支援学級における合同宿泊学習の校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
7	修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
8	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められている疾病に罹患した場合で、当該疾病の治療に要する医療費のうち、保護者が負担すべきこととなる金額	
9	スポーツ振興センター保護者負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する保護者が負担すべきこととなる金額	
10	学校給食費	児童生徒の保護者が給食費として負担すべきこととなる金額。ただし、疾患及び食物アレルギーにより給食を喫食できない場合は給食費相当額	
11	児童生徒会費	小学校の児童会費又は中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	

就学援助費目一覧表②

援助費の区分		対象学年	支給基準額年額 (円)	支給月	備考
1	学用品費	小学1～6年	11,420	9月・12月・3月	
		中学1～3年	22,320		
2	通学用品費	小学2～6年 中学2～3年	2,230		
3	新入学準備費	小学6年	47,400	12月・3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のうち、11月1日時点認定者は12月、3月1日時点認定者は3月に支給
4	新入学児童生徒学用品費	小学1年	40,600	9月	同様の趣旨による支給を受けていない者のうち、4月認定者のみ対象
		中学1年	47,400		
5	校外活動費 (宿泊無)	小学1～6年	1,570	随時	回数によらず金額の範囲内で支給
		中学1～3年	2,270		
6	校外活動費 (宿泊有)	小学1～6年	3,620		小学校で1回、中学校で1回に限る
		中学1～3年	6,100		
7	修学旅行費	小学1～6年	21,490	12月・3月	小学校で1回・中学校で1回に限る
		中学1～3年	57,590		
8	医療費	小学1～6年 中学1～3年	保護者が負担する金額	随時	他制度との調整あり
9	スポーツ振興センター保護者負担金	小学1～6年 中学1～3年	460	9月	4月又は5月認定者のみ対象
10	学校給食費	小学1～6年	44,000	9月・12月・3月	
		中学1～3年	53,350		3年生は3月に調整あり
11	児童生徒会費	小学1～6年	4,570		徴収している学校のみ対象。金額の範囲内で支給
		中学1～3年	5,450		

※支給額は、支給基準額と実際に要した費用の額のいずれか低い金額とする。

※年間支給限度額は、認定月、学年、市外への転出等で異なる。

受付開始前は受付できません。

記入例

記入しないこと

受付番号

秘

就学援助費受給申請書（平成30年度）

越谷市長 宛

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る住民基本台帳・課税資料等の公簿を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日 平成 30年 4月 15日

フリガナ	コシガヤ	イチロウ	日中の連絡先			
申請者氏名 (保護者氏名)	越谷 一郎		(963) 9281			
住所	〒343-0813 越谷市 越ヶ谷4-2-1		就学援助費の受領につきましては、下記の口座を指定します。			
今年（平成30年）1月2日以降の転入者のみ記入	平成30年4月2日転入		金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	埼玉りそな (銀行)	金庫・農協	越谷支店
今年（平成30年）1月1日現在の住民登録地	●春日部市中央6		金融機関コード	0017		店番 506
昨年度、就学援助費の受給の有無	有・無		住所が上記住所と同じ場合は『同上』と記入してください。			
生活保護申請の有無または受給の有無	有・無		同じであること			
親権の有無	有・無		口座名義人 (保護者氏名)	越谷 一郎 1 2 3 4 5 6 7		
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる	済んでいる・済んでいない		※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ+口座番号7ケタで記入してください。			
児童生徒欄	フリガナ 氏名	学校名	学年・組	生年月日	続柄	
児童生徒氏名	コシガヤ ジロウ 越谷 次郎	中央 小 学校	2年 1組	H16年 4月 2日 (14才)	子	
児童生徒氏名	コシガヤ サブロウ 越谷 三郎	越ヶ谷 中 小 学校	6年 1組	H18年 4月 2日 (12才)	子	
児童生徒氏名						
児童生徒氏名						
児童生徒氏名						
家族欄	フリガナ 氏名	職業又は学校	生年月日	続柄		
家族欄	コシガヤ モモコ 越谷 桃子	パート	S47年 4月 2日 (46才)	母		
家族欄	コシガヤ ハナコ 越谷 花子	無職	S21年 4月 2日 (72才)	祖母		
家族欄	コシガヤ タロウ 越谷 太郎	私立中学校	H15年 4月 2日 (15才)	兄		
家族欄		自営業	S45年 4月 2日 (48才)	叔父		
家族欄		会社員	S40年 4月 2日 (53才)	同居人		
計	世帯員数	6人	※前年中の所得状況により審査・決定しますので、1月1日以降家族構成等に変更があった場合は、下記へ記入してください。(転入・転出等)			
			同じであること			

家族欄には、住民票上別であっても、生計を同一とする祖父母、その他同居人等がいる場合は必ず記入してください。
なお、記入欄が足りない場合は申請用紙をコピーしてお使いください。

小・中学校に通っているお子さんを兄弟姉妹まとめて記入してください。(私立・特別支援学校等は家族欄へ)

委任状

私は次のことを越谷市教育委員会に委任します。
就学援助費の受給にあたり、私が学校に納入すべき費用に未払があった場合、充当処理すること。

平成 30年 4月 15日

住所 越谷市越ヶ谷4-2-1

保護者氏名 越谷 一郎

印

※担当課使用欄
システム入力者サイン

[]



就学援助費受給申請書（平成30年度）

越谷市長 宛

受付番号	
------	--

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る住民基本台帳・課税資料等の公簿を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

フリガナ		申請年月日				平成 年 月 日				
申請者氏名 (保護者氏名)		日 中 の 連 絡 先				()				
住 所		就学援助費の受領につきましては、下記の口座を指定します。								
〒343- 越谷市		金融機関 (ゆうちょ銀行以外)		銀行・金庫・農協 支店		金融機関コード		店番		
今年（平成30年）1月2日以降の転入者のみ記入		年 月 日転入		ゆうちょ銀行		店名		店番		
今年（平成30年）1月1日現在の住民登録地				フリガナ				口 座 番 号		
昨年度、就学援助費の受給の有無		有 ・ 無		フリガナ				口 座 番 号		
生活保護申請の有無または受給の有無		有 ・ 無		口座名義人 (保護者氏名)						
親権の有無		有 ・ 無								
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる		済んでいる ・ 済んでいない		※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ＋口座番号7ケタで記入してください。						
児童生徒欄		フリガナ 氏 名		学校名		学年・組		生 年 月 日		続柄
児童生徒氏名				小 学 校		年 組		H 年 月 日 (才)		
児童生徒氏名				中 小 学 校		年 組		H 年 月 日 (才)		
児童生徒氏名				小 学 校		年 組		H 年 月 日 (才)		
児童生徒氏名				中 小 学 校		年 組		H 年 月 日 (才)		
家族欄		フリガナ 氏 名		職業又は学校		生 年 月 日		続柄		
む(を)上(を)単(を)記(を)身(を)入(を)身(を)赴(を)任(を)離(を)前(を)提(を)保(を)護(を)者(を)、(を)家(を)族(を)、(を)同(を)居(を)人(を)含(を)む(を)。						T・S・H		年 月 日 (才)		
						T・S・H		年 月 日 (才)		
						T・S・H		年 月 日 (才)		
						T・S・H		年 月 日 (才)		
						T・S・H		年 月 日 (才)		
計		世帯員数 人		※ 前年中の所得状況により審査・決定しますので、1月1日以降家族構成等に変更があった場合は、下記へ記入してください。（転入・転出等）						

委任状

私は次のことを越谷市教育委員会に委任します。
就学援助費の受給にあたり、私が学校に納入すべき費用に未払があった場合、充当処理すること。

平成 年 月 日 住所

保護者氏名 印

※担当課使用欄
システム入力者サイン

